

青木さちえ 委員長

民主党杉並区議団の質疑に入ります。

増田裕一委員、質問項目をおっしゃってください。

増田裕一 委員

まず、財政調整基金について、それと2007年問題について、そして職員採用について、収納についても少々、そして時間があれば都区制度について。

民主党杉並区議団の増田裕一でございます。会派のトップバッターといたしまして質問をさせていただきたいと思えます。適切なお答弁をいただきますよう、何とぞよろしく願いいたします。

さて、財政調整基金について伺わせていただきたいと思えます。

先ほど、監査委員事務局からお答弁がありましたけれども、財政調整基金の適切な積立額というものにつきまして、私、手元にある資料によりますと、平成16年決算委員会におきまして、当時の財政課長の方から、財政規模の1割以下、おおむね120億を上限として確保していくということがより経営体として必要であるという旨の答弁がございました。この見解と先ほどの見解に相違があるというふうに思いますが、この点、どのように受けとめていらっしゃいますでしょうか。

代表監査委員

私ども監査の立場で特段の基準がないというふうに申し上げましたのは、例えば先ほど来議論になっております実質収支の3～5%とか、そういうような意味で、経験的に、ないしは学問的に言われているような数字でこうだというものはないということでございます。これはやはりそれぞれの自治体の財政運営の中で適切な水準というものが、財政運営の仕組みですとか歳入構造ですとか、いろいろなものの中で定まってくるものというふうに考えております。

増田裕一 委員

財政課の見解はいかがですか。

財政課長

当時そのような答弁をさせていただきました。それは、その当時の財政状況、それから区政を取り巻くさまざまな環境、あるいは区民のニーズといえますか、そういったもろもろを含めまして、一定の幅でご答弁したものでありまして、それが現在と食い違っているとかが、そういうことでは一切ございません。

増田裕一 委員

その後、適正な積立額について議論されたという形跡はあるのでしょうか。

財政課長

議会の中で何回かご質問をいただいたということは記憶にございます。

増田裕一 委員

今、現時点での適正な積立額というのは、見解ございますか。

財政課長

財調基金の積立額について、今、目標を設定しているものはありません。

増田裕一 委員

今後、財政基本条例ですとか、そういった制定にも、財政調整基金ですとか、そういった基金関係の積み立て適正額というのは非常に重要な位置づけになってくるかと思っておりますので、ご議論のほど、何とぞよろしく申し上げます。

では、引き続き2007年問題について質問させていただきたいと思えます。

団塊世代が大量退職を控えまして、地方自治体におきましても、退職給付の負担増による財政悪化の問題、いわゆる2007年問題が深刻化しつつございます。そういった面から何点か。

まず、念のために確認させていただきますけれども、平成18年度の定年退職者と退職手当支給総額はどれくらいでしょうか。

職員課長

定年退職者人数が77人でございまして、支給額が19億1,550万8,767円ということになってございます。

増田裕一 委員

そうしますと、退職給付ということで、「杉並区職員白書2006」というのが出ておるんですけれども、今後10年間、定年退職者の見込みというものは約1,200人超に及ぶと言われております。平成18年度の1人当たりの退職手当平均支給額を、先ほどの計算から約2,488万円として試算いたしますと、今後発生する退職手当支給総額は、約300億円というふうに計算できるかと思えます。こうした状況につきまして、将来的な区の財政の見通しについて、いかがでしょうか。

財政課長

退職者の増、そしてそれに伴います退職手当、これはやはり一定の財政規模でもって、区政全体に占める割合というのも一定のウエートがあるというふうに思っています。ただ、それはそれとして、引き続き財政の健全化、歳出の見直しといったものを徹底して行いまして、それはきちんと措置を講じていかなければならないというふうに考えてございます。

増田裕一 委員

長期的な財政のシミュレーション、いわゆる退職手当債というものを発行しなくても、財政の見通しというものは立っているかどうかということ。

財政課長

退職手当債を発行する予定はございません。発行せずに適切な措置を講じていくということで、財政計画は、長期のものはありませんけれども、そういう形で少なくとも運営していくということではやっていきたいと考えています。

増田裕一 委員

そういった意味で、長期的な財政運営ということも念頭に入れながらシミュレーション等も議論していただきたいと思えます。

続きまして、職員採用につきまして質問させていただきたいと思えます。

スマートすぎなみ計画の実施によりまして、職員数は、平成12年の4,716人から本年4月1日現在の3,971人まで削減されましたが、同時に、職員の年齢構成に偏りが生じてきた

というふうにも認識しております。本年4月1日現在、こちらの職員白書にもございますが、職員の平均年齢は43.7歳、5年前の平成15年よりも0.8歳高く、また、30歳未満の職員数は357名と、全体の約9%であるという状況でございます。

まず、こうした職員の年齢構成に偏りが生じてきたという状況につきましてどのようにとらえていらっしゃるのか、ご見解をお願いします。

職員課長

この原因ということでございましょうか。1つには、白書にありますように、45歳から48歳、9歳のところ、大きく山があるのは46歳ですけれども、これは、これまでの公務員には定年制度がございませんでしたが、60年に60歳の定年制がしかれて、そこでの大量退職、大量採用ということで、ここに1つ山ができています。それからもう1つ、32から34歳の世代に大きな山がありますのは、今の団塊世代のジュニア世代というものと、それから、このころがバブル期とも重なってございましたので、事業の伸びですとか、いわゆる職員増ということで採用があった。

今後、大量退職のときもそうなんですけれども、勸奨退職等も含めて、少しこういうふうに山を崩すような形では考えてございます。

増田裕一 委員

そういった意味でも、今後、民間委託との絡みもございませうけれども、政策の企画立案、調整、決定など、高度な行政手腕を有する職員というのは、やはり自前の区役所で育てていかなければならないというふうにも考えております。そういった意味で、今後、区は、中長期的な職員採用計画、職員定数の適正化も含めまして、立てているのかいないのか。

職員課長

ご指摘のように、年齢構成も、それから定年退職者数も把握してございますので、現在改定を行っております実施計画ですとか4次の行革プランのアウトソーシングを含めて、適正な数の採用を考えてございます。

増田裕一 委員

今後、中長期的な職員採用計画というものを実施するに当たりまして、特別区人事委員会というものの存在が、その制約になるというふうにも考えております。より区の希望に沿った優秀な人材を採用できるよう、区としても努めていかなければならないというふうにとらえておりますけれども、今後どのような形で区の意向に沿った人材を確保できるように特別区人事委員会に改善を求めていくのか、見解をお願いします。

職員課長

これは区長の2定での答弁にもありましたけれども、そういうことを視野に入れながら、現在は人事委員会が採用試験を行っているんですけれども、この採用試験の1次のところに我々が任命権者としていかに関与できるかということと、それから、人事委員会がいろいろやっていたものを、いかに権限を任命権者のほうに移譲できるかということで、現在協議しております。

増田裕一 委員

そういう意味でも、鋭意協議のほうを進めていただいて、より杉並区にとって優秀な人材が得られますように進めていただきたいと思います。

時間もございませんので、次に、収納につきまして少々質問させていただきます。

監査委員から、先ほど質疑にもございましたが、決算審査意見書にもございますが、平成18年度の税、保険料の収入未済額は80億円に上るといようなことが質疑されておりました。区のほうでも、コンビニ、電話催告、口座振替等によりまして徴収を鋭意行っておるということでございますけれども、このうちの電話催告について、今現在どのような体制で、

年間どれくらいの頻度で行っているのか、お願いします。

納税課長

電話催告につきましては、まず18年度は、先ほど申しましたように強化月間というのを設けまして、課全体で行いました。日常的には職員のほうで、滞納額、納付実績を見ながら電話を行っております。特に1日何本するとか1カ月で何本するという計画は持ってございません。

増田裕一 委員

徴収強化月間については。

納税課長

強化月間につきましては、対象者が6,700人ほどおりましたが、そのうち、実際に5,500人の方にお電話させていただいて、1,000名以上の方に納付約束をいただいたという状況でございます。

増田裕一 委員

こちらの個別外部監査報告書にも記載されておりますけれども、電話催告の実施率というのは、先ほどの数字にもございましたが、対象者の81.8%という状況であると思います。この区役所の中での体制というのにも限界があると思えますし、また、先ほど来答弁でもございましたが、納付センター構想というものが掲げられておりますが、この納付センター構想につきまして、もう少し詳しくご説明をお願いします。

納税課長

納付センターにつきましては、現年度の滞納者を対象に電話催告を行う予定でございます。

増田裕一 委員

滞納分につきましては。

納税課長

滞納分につきましては、今後検討していく予定でございます。他の自治体の例を見ましても、まずは現年の滞納者を対象に電話催告を開始しているというところでございます。

増田裕一 委員

滞納繰越分に関しましては、個別にまた対応を考えているということでしょうか。

納税課長

そのとおりでございます。現年の電話催告を民間委託することによって、現在いる滞納整理の職員が滞納整理事務に専念するような体制を整えたいというふうに考えております。

増田裕一 委員

では、この納付センター構想はどこまで今現在検討が進んでいるのか、お願いします。

納税課長

現在は、ほかの自治体の例を見ながら、どの業務をどのあたりの層の方に対して電話催告を行うのがいいのか、また、どんなタイミングで行うのがいいのかなどを検討しております。

増田裕一 委員

委託業者の募集ですとか、そういったところは。

納税課長

こちら、民間事業化提案制度に基づいて、現在、事業者が手を挙げている状態でございます。

増田裕一 委員

鋭意検討を進めていただきたいと思います。

では、時間もございませんので、最後に都区制度について少々触れさせていただきます。

午前中の答弁にもございましたが、今現在、都区間において都区のあり方検討委員会というものが開かれまして、都から特別区への事務移管について検討が行われているという状況であると伺っております。一方で、今現在の23区域について見直すような動きもかいま見えますけれども、こうした動きにつきまして、区としての見解はいかがでしょうか。

企画課長

18財調協議の中で、いわゆる主要5課題の決着の中で、今後、都区のあり方について発展的、抜本的に検討していくという都区合意の中で、検討すべき対象として、都区の事務配分とあわせて特別区の区域の問題、そしてそれを踏まえた今後の税財政制度のあり方、これがテーマになっておりますので、今後、都区のあり方検討委員会の中で、当然、事務配分をめぐる議論が優先だと思いますが、特別区の区域のあり方についても協議の俎上にはのってくるものというふうを考えております。現時点で、区としては、現在の人口規模、財政力あるいは自治のあり方という観点からいいたしても、合併ということが積極的に実現方向に向かっていくというふうな認識はございませんし、むしろ基礎自治体として権限等を強化して、自立した地方政府を目指していくという立場でございます。

増田裕一 委員

確かに今、課長から答弁ございましたとおり、杉並区は53万人都市でございますし、財政規模も適正であるというふうには考えております。こうした都心区とまた山の手の地域とは別の動きとして、機会がございましたら、そういった発言というものを、区長会ですとか、そういった23区のほうでもしていただければと思います。

以上をもちまして質問を終了させていただきたいと思っております。